

目黒区長・青木英二様

公の施設使用料の見直し方針案における意見要望

2012年8月10日
無所属・目黒独歩の会

区側は施設使用料については3年ごとの見直しを行うこととし、前回「公の施設使用料の改定の見直し方針」を議会に出したのは2000年2月4日である。条例改定予定時期は、今回と同じ9月であるから、前は7が月前、今回はわずか2ヶ月前であり、議会からも区民からも意見を聞く必要がないという姿勢が歴然と現れており異常な事態である。強く抗議する。

この様に区民生活へ多大な影響を及ぼす提案を、「行革で決定」していたら何をしてもいいというのは横暴である。

そして、提案文書は2000年と同様の内容であり、従って問題点もほとんど解決されないまま出されている。公の施設設置の理念は確認されるどころか、さらに後方に押しやられていることは誠に遺憾だ。

2年前の見直し案は2月に出し、4月に見送った。「21年度の判断として経済状況等をふまえた判断を行い改訂を見送ることとした」「次の改訂をいつするかということの判断をあらためてしないといけないので、その部分については改訂時期を削除しました」（大野行革推進課長答弁）

改訂時期の見送りの理由をこのように、当時区側はあげて経済状況の低迷をあげていたが、今日、経済状況が好転したというのか。そうではない、値上げを行う経済的余裕が区民の中に生まれたという状況はまったくないのである。定期的に値上げをするかどうかについても改めて判断すると答弁していることから、今回のこの時期の値上げの根拠も崩れているのである。

区側は、行革において示した財政確保額は2013年度2千5百万円～2014年度5千万円である。ところが今回示したのはそれぞれ1億円、1億3千万円、である。2000年提案は当初6100万円であるから、少なくとも改訂時期を単純に遅らせた場合なら、財源確保額が2倍に増えるはずがない。区民に押しつけた行革計画さえ踏み外し、短い期間に区民負担を2倍にもふくらませたのである。

公の施設であるにもかかわらず、いわゆる「経費」をすべて使用料として徴収するものも数多く、G Tホールや消費生活センター研修室など5割を徴収するものなど、なんのために税金を納めているのかという区民からの根源的な疑問のこえが多く寄せられている。

区内で唯一の公会堂機能を持つパーシモンホールを利用する区民団体が企画を

打つ場合、午後・夜間、練習室等を押さえるであろうから、これらトータルの利用料金の負担は、事実上区民の自主企画を断念させるものである。また、おしなべて自主グループは資金力が劣り、その負担感から施設使用を控える傾向を増幅させ、その間隙を縫って、営利系の利用が増えることで、ますます、設立理念が薄れていくだろう。

ただの貸し館事業になれば、区民協同や区民の政策への協力の気持ちは薄れ、目黒区の政策遂行に支障を来すということが、区当局にはわからないのだろうか。

芸術文化の振興という視点、社会教育の振興という視点、生涯スポーツの振興という視点、どの視点においても、どのように発展させるのか、改めて議会と区民に説明を行うべきである。

以下要望する。

- ◎ 9月条例改正は遅らせ、その間に十分に団体・区民との意見交換を行うこと。
- ◎ 住民説明会および利用団体への説明会を行うこと。
- 算定単価が現行単価を下回ったところは、使用料を引き下げること。
- パーシモンホール使用料算定対象経費に資本的経費としての減価償却費および公債費利子を含めるのは妥当でなく撤回すること。
- 碑文谷公園障害者乗馬は利用者の意見を十分聴取し、利用の阻害にならないよう負担軽減すること。
- 消費生活センター研修室の夜間利用ができるよう、勤労福祉会館・中小企業センター指定管理者に受付・管理を行わせること。
- 相変わらず施設利用率の低い会議室が散見される。施設使用料を下げるか、有効な手段を講じること。
- 販促や営利目的等に専ら利用されている状況があれば、その施設における適切な区民利用を促進すること。
- 老人いこいの家、高齢者センターは使用料の議論ではなく、有効な利用の推進について福祉部における議論を進めるべきである。
- 本文8頁、概要4頁(4)イは施設を設置している各部の所管であり、企画経営部が行うべきことでないから、この一文を削除すること。